このような取組の中で、支援体制を効果的に運用するためには、人材の育成もまた重要となるため、支援に携わる機関・団体の職員の犯罪被害者等に関する専門的知見の向上及び対応力の標準化を企図した体系的な研修の充実に努めるとともに、犯罪被害者等の支援に従事し得る人材の確保及び活用の拡大を見据えた効果的な教育を実施する必要がある。

2　具体的施策の方向性

⑴　各関係機関・団体における体制の充実

ア　関係機関・団体の相談対応及び支援の充実

犯罪被害者等支援コーディネーターを配置した多機関ワンストップサービス体制の整備及び効果的な運用が図られるよう、都道府県に対して財政面・運用面での支援を行うなどして、多機関の円滑な連携のための環境整備に向けた取組を実施するほか、支援に携わる機関・団体の体制の充実を図るなどして、対応力向上のための取組を推進する。また、令和８年から開始された犯罪被害者等支援弁護士制度について、精神的・身体的被害や経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害を回復・軽減する法的対応等を行うことができない犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられるよう、法テラスにおいて、必要な体制や担い手となる弁護士を十分に確保した上、その運用の充実を図る。

このほか、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するため、ソーシャルワークの観点も意識しながら、地方公共団体の総合的対応窓口、各機関・団体内の相談対応や支援を充実させるための取組を推進する。

イ　潜在化しやすい犯罪被害への適切な対応

配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の被害が潜在化しやすい犯罪について、被害の更なる拡大を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、各関係機関・団体において、犯罪被害の早期発見や早期対応等を的確に行うための体制整備及び各種対策を引き続き推進する。

⑵　関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供

犯罪被害者等に必要な支援を適時適切に提供するため、犯罪被害者等施策に関するポータルサイト等を活用し、支援に携わる機関・団体等の各種支援制度や相談窓口に関する情報を集約して、犯罪被害者等が必要とする情報等のアクセシビリティを向上させる。

また、被害直後から様々な機関・団体等が協働して重層的な支援を行うことができるよう、支援に携わる機関・団体等の担当者が参加する会議や研修の定期的な開催等を通じ、関係機関・団体等相互の情報共有を更に進め、連携を一層強化する。

⑶　民間団体による活動への援助

民間被害者支援団体は、犯罪被害者等が警察、検察、裁判所等に赴く際に付添いをするなどの直接支援をはじめ、被害直後から中長期にもわたる、公的機関では必ずしも十分に果たすことができないきめ細やかな支援を犯罪被害者等に対して提供している。また、民間被害者支援団体は、自助グループ[14]を運営するなど、犯罪被害者等の身近に寄り添う存在として、日々の相談等から犯罪被害者等が抱える支援の必要性にいち早く気付くこともできる。このように、支援の提供及び犯罪被害者等のニーズの把握の両面において、民間被害者支援団体は、多機関ワンストップサービス体制の中で欠くことのできない存在となっている。

その一方で、支援の担い手の確保が課題となっていることから、官民の連携を強化しつつ、これらの民間被害者支援団体の広報や研修等に関する多角的な支援を行い、犯罪被害者等に寄り添う志をもって支援に携わる人材を一人でも多く確保することができるように努める。

また、多機関ワンストップサービス体制において民間被害者支援団体に求められる支援内容の具体化に向けた分析調査を実施するなどして、民間被害者支援団体が行う犯罪被害者等支援を促進する。

⑷　人材育成及び調査研究

個々の犯罪被害者等に対して適切な支援を行うことができるよう、犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体の職員の犯罪被害者等に関する専門的知見の向上及び対応力の標準化を企図した研修を推進する。また、専門職等の養成や資格取得の過程において犯罪被害者等に関する教育を行い、犯罪被害者等支援を人的側面から一層充実させる。

また、これらの取組の底上げを図るため、犯罪被害者等支援に関する必要な調査研究を継続して実施するとともに、研修・研究に係る人的・物的基盤の整備を含め、幅広い知見の集約・提供を可能とする仕組みについても検討する。

第２　具体的施策

１　各関係機関・団体における体制の充実に関する施策

⑴　地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定状況、計画・指針の策定状況等について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体における条例の制定・改正等に向けた検討、条例の施行状況の検証・評価等に資する協力を行う。【警察庁】（４－１）

⑵　地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進

国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援制度等を周知するため、犯罪被害者等施策に関するポータルサイト、ポスター、リーフレット、ＳＮＳ等を活用した広報の充実に努める。また、地方公共団体に対して、ウェブサイトの充実、広報誌への掲載等により、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口や支援制度等を周知するよう要請する。【警察庁】（４－２）

⑶　地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

犯罪被害者等の置かれた様々な立場に応じた適切な相談対応や庁内関係課と連携した途切れない支援の提供に資するよう、総合的対応窓口における相談状況等の実態を把握し、地方公共団体に対して、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や全国犯罪被害者等支援実務者会議の開催、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」の発信等を通じて、総合的対応窓口等における支援の好事例等の情報を提供するとともに、総合的対応窓口等の機能の充実を要請する。【警察庁】（４－３）

⑷　地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援

全ての地方において早期に多機関ワンストップサービス体制が構築されるよう、都道府県に対する財政面での支援や、地方公共団体アドバイザーによる助言等の運用面での支援等、多機関の円滑な連携のための環境整備に向けた各種取組を実施するほか、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等の機会を捉えて、先進的・意欲的な取組を実施している地方公共団体による事例紹介等を通じ、各地方公共団体の取組を促進する。

また、多機関ワンストップサービス体制の効果的な運用に資するよう、地方公共団体職員等を対象とした実践的な訓練の機会を提供するほか、多機関連携による支援の対応状況や好事例を収集し、地方公共団体等の関係機関・団体に情報提供する。【警察庁】（４－４）

⑸　犯罪被害者等支援コーディネーターの養成及び活動への支援

多機関ワンストップサービスの中心となる犯罪被害者等支援コーディネーターに対する研修を開催するほか、支援者向けオンデマンド研修教材の充実を図り、犯罪被害者等支援コーディネーターの養成を支援する。

また、各都道府県における犯罪被害者等支援コーディネーターの活動状況等を継続的に把握・分析し、犯罪被害者等支援コーディネーターに求められる技能や、犯罪被害者等支援コーディネーターの活動を支える組織・環境等、ロールモデルの具体化を検討する。【警察庁】（４－５）